令和4年度 第1回 気賀小学校運営協議会 次第 令和4年4月15日(金)

15:00~16:30 気賀小学校第1会議室

◇ 井上尚子氏の講話視聴(30分程度) 進行:主幹

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書の交付
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認 … 別紙①
- 5 議長の選出

6 熟議 進行:議長

- ・学校運営の基本方針について … 別紙②
- ・夢育やらまいか事業に対する意見書について … 別紙③
- 7 その他連絡事項等
 - ・次回議長の選出
 - 第2回気賀小学校運営協議会 … 別紙④日時 令和4年6月16日(木)15:00~場所 南校舎1階 第1会議室
 - ・学校運営協議会委員への個人情報の取扱いに関する同意書の記入について

··· 別紙⑤

令和元年8月29日 浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
 - (2) 校長 対象学校の校長 (園長を含む。) をいう。
 - (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
 - (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
 - (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
 - (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

- 第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民 等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

- 第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画 並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に 関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

- 第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的 な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。
- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

- 第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、 教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、 校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

- 第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。
- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。 (委員)
- 第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。
- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教 育委員会に推薦する。
 - (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者
- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

- 第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。 (委員の解任)
- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。
 - (1) 委員から辞任の申出があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
 - (3) 次条の規定に違反したとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に 報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

- 第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

- 第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

- 第14条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助 言を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第15条 協議会の会議は、公開とする。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会と することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。 (研修)
- 第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等 について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に 応じて助言又は指導を行うものとする。
- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が 生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営 を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報 の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



令和4年度 浜松市立気賀小学校 学校経営構想



基本方針

- ○新学習指導要領に則った教育活動を確実に行う。

☆「学びのプラン」の継続・改善

○長年にわたり積み上げられてきた良き伝統によって培われた校風と精神の継承しながら、現在 の課題に対応するために「不易と流行」のバランスを図り、地域から信頼される学校づくりを 進める。 ☆気賀小学校の学校文化の継承と発展「気賀小らしさ」

校訓と合言葉

○校 訓

「真 剣」:真剣になると力がはいる 力がはいると何でもできるんだ

☆「真剣」に込めたい思い:言われたことを真面目に一生懸命やるだけでは不十分

○児童の合言葉:

思いやりの花とがまんの花を心の中に咲かせよう

・思いやりの花:人へ(挨拶もその一つ)花へ(一人一鉢栽培等)物へ

・がまんの花 : 気賀っ子パスポート(10の約束)、規律と活力のある学校生活

学校教育目標・研修主題 「生きる力を育てる 気賀小教育の実現」

○ 気賀小学校のキャリア教育の4つの力の押さえ

かかわる力	みつめる力	のりこえる力	つなげる力	
友達・教師・地域の方々	自分の良さを知り、自分	目標に向かって、工夫し	未来・社会とつなげる	
とかかわる	を磨く	て取り組む		

○ 気賀小学校の生きる力とキャリア教育の視点

「<u>自他のよさを認め、自分を律し、何事にも主体的に関わり、たくましく</u> 生き抜く力」

みつめる力

かかわる力

のりこえる力

つなげる力

目指す子供像

みつめる力

のりこえる力



かかわる力

生きる力

つなげる力

思いやる子

○認め合い、

「ひと・もの・こと」と、 よりよく関わる子

学び合う子

○思いや考えを聴き、

伝える子

たくましい子

○心と体が健康で、自分で決めためあてに最後までやり抜く子

全面教育の推進 ~全教育活動を通して子供を育てる~

○ 生きる力を育成するために、5つの教育活動(よい授業 特別活動 健康教育 道徳教育 生徒指導)を通して実践する「全面教育」の重要性は変わらない。気賀小学校のキャリア教育の視点を核として、学校教育における最重点である「よい授業」を成立させるため、他の 4つの教育活動をコンパクトにしながらもポイントを絞って充実させていく。

☆5つの教育活動の充実

- キャリア教育の4つの汎用的な能力から捉え直し、5つの教育活動を再編して、教育活動をコンパクトにして、ポイントを絞って計画・実践していく。 ☆「2022 ロードマップ」

道徳-生徒指導

- の自己指導力の育成
- ○温かく学び合う集団の形成
- の共感的な相互理解

よい授業

の思いや考えを聴き、伝える授業 の一人一人の学びにあった授業

特別活動・健康教育

- の問題解決活動の充実
- ○運動の日常化
- 教師が同一歩調で指導していく、学級担任は自分の学級だけでなく、学校全体をみるという学校経営の視点をもつ。 ☆学級経営力の育成十教科担任制への対応
- ○「気賀っ子パスポート」(10の約束)の定着と意識化

☆「気賀っ子らしさ」

【気賀っ子パスポート】 <朝も見事、起きたじぇ(ぜ)!>

あ 明るく元気に 笑顔であいさつ

と どんどんさっさ 黙って集合

さ「さん」をつけて みんな仲良し

お 大きな声 気力あぶれる よい授業

も 黙働流汗 ピカピカ清掃

き きちんとそろえる くつ・サンダル

み 右側を静かに通る ろう下歩行

た 正しい姿勢で まじめに学習

ごみ拾いしっかり整とんきれいな教室 じぇ 時刻を守って きびきび行動

※ そうすることがかっこいい「気賀っ子らしい」という意識

気賀っ子パスポートを実現できることは、基本的生活習慣、社会におけるルールやマナーを身に付けることであり、相手に対する「思いやりの心」、自分を律する「がまんの心」を育むことである。

☆「**見える学力**」と「**見えない学力」**の育成

目指す教師像

チームの一員として、持ち味を生かし、子供とともに成長する教師 ~ベクトルを一にして 和を以て成す~

- 気賀小を愛する教師
- ・教育活動の充実を目指し、研鑚に励む教師
- ・愛情と情熱をもって子供とともに歩む教師
- ・持ち味を生かし、協働態勢がとれる教師
- 多面的な観察力と専門的な知識・技能を備えた協働学習者

☆子供たちにとって最大の教育環境は教職員自身(率先垂範・師弟同行の姿勢で)



地域に信頼される学校づくり

日本一の挨拶がこだまする学校

Oいつでも、どこでも、だれにでも、明 るい表情、爽やかな声で挨拶

厳しいけれど楽しい学校

○充実感(真の楽しさ) ○ルールやマナーを守る

理想を高く掲げる学校

- ○目標を高く掲げる○自分たちの力で引き出す
- ・気賀小の学校文化として大切にしてきたことを象徴的に表したもの(規律・徹底)
- ・子供たちが目指す子供像に近づくことで、その先に見えてくる学校(集団)の姿
- ○「確かな学力」の定着

授業研究会(自主研究発表)の継続 ICTの活用 キャリア教育の視点を織り込んだ授業 実践

- ○一人一人が居場所とやりがいのある集団づくり 目指す学級像を共有 縦割り班活動の充実
- ○気持ちの良い環境づくり

言語環境の整備 栽培活動の充実 教室環境の整備

○子供の命を守る危機管理

危機管理マニュアル 感染症(新型コロナウイルス感染症等)対策 アレルギー対応

○職員の使命感と倫理意識の高揚

信用失墜行為の根絶 働き方改革に対する意識

家庭・地域との連携・協働

学校・家庭・地域でつくる「チーム気賀」 ~コミュニティ・スクールの推進~

- コミュニティ・スクール:3年目の充実
 - 「気賀っ子応援団」の充実と人材リストを作成する。
 - ・保護者のボランティア活動への参加を増やす。
- ブログの活用:頑張る子供の生の表情や姿を発信
- **各種便りの充実**:学校便り、コミスク便り等で教育活動のねらいや成果を発信
- 家庭の教育力:保護者面談、家庭学習の充実

☆「学校は『ある』ものではなく『つくる』もの」

気賀小教育 (校内研修の概要)

研究主題 生きる力を育てる気賀小教育の実現

気賀小教育とは、気賀小の学校教育目標を実現することである。学校教育目標を実現する過程において、気賀という地域の風土、自然、歴史、文化そして気賀の住民の昔から伝わる温かい人情に触れ働き掛け、気賀小でなければできない個性的で創造的な教育を行う。つまり、学校の教育の原点である人間教育ができる地域に根差した学校を作ろうとした。そのために、学校教育目標と研修を一体として捉え、学校の教育活動全体を通して、子供たちを伸ばしていく**全面教育**を実践している。

研修では、この全面教育を実践する場として、**5本柱研修**を行っている。知徳体のバランスが 取れた子供を育成するために、「道徳教育・生徒指導」を基盤として、「特別活動・健康教育」 で培った、豊かな人間関係力と健やかな心身を基にして、確かな学力を付ける「よい授業」を実 践していく。言い換えると、全職員で学校づくりを行う研修ということもできる。

そのため本校では 組織を大切にしている。教職員については組織人として教育課題に対して 共通理解を図り、全体として指導・実践を進めていくことが求められる。



2022 Kiga Plan

005120099 浜松市立気賀小学校

つなげるカ

校訓(みんなの合言葉)



はままつの人づくり

- ○未来創造への人づくり
- ○市民協働による人づくり

細江中学校区の目指す子供像 ○夢と希望を持ち、

力強く歩み続ける子



学校教育目標 気質小教育の理念 る力を育てる気質小教育の実現 研修主題 生きる力 かかわる力

みつめる力 のりこえる力

目指す子供像

思いやる子

○認め合い、 「ひと・もの・こと」と、 よりよく関わる子 学び合う子

〇思いや考えを聴き、 伝える子 たくましい子

〇心と体が健康で、 自分で決めためあてに 最後までやり抜く子

健康教育

全面教育 令和4年度の重点(5本柱研修) 礎 特別活動 基本を大切にする教育(習得

よい授業

- **か思いや考えを聴き、伝える授業**
- 〇一人一人の学びに合った授業
- ∅ 問題解決活動の充実
- ③ 運動の日常化

道徳教育 生徒指導

- 思いやりとがまんの花を咲かせよう (B) 自己指導力の育成(気質っ子パスポート)
 - 温かく学び合う集団の形成(学級づくり)
 - 共感的な相互理解

学

チームの一員として、持ち味を生かし、子供とともに成長する教師

チーム気質小に必要な力素朴な発想を大切にし、原点を求め原点から出発する教育を進める力 基本を大切に育てることを通し、人間教育を進める力(素質の経済を建ませり)



可能性を伸ばす教育

(田田)

地域に信頼される学校づくり 学校経営目標

子供と教師が目指す学校像

日本一の挨拶こだまがする学校

厳しいけれど楽しい学校

理想を高く掲げる学校

市民協働による人づくり

地域の店

「社会に開かれた教育課程」の編成

気賀の子を育てる会

企業

コミュニティ・スクールの充実 学校は「ある」ものではなく「つくる」もの

自治会

行政

学校運営協議会

気賀っ子応援団

(地域振興課等)

○地域との交流 ○学校公開日(参観会) ○学校便り ○ブログ ○幼保小中の連携

2022 気賀小学校ロードマップ(概略版)

ステージ 5 本柱	スタ ー ト 4 月•5 月	チャレンジ 6 月~9 月	チェンジ 10 月~12 月	ステップアップ 1月~3月		
学校行事 学年行事	・入学式・1 年生を迎える会 ・運動会	・宿泊体験活動 ・部活動 ・新体力テスト	・修学旅行 ・校外学習 ・持久走記録会・授業研究会	・学習発表会 ・6年生を送る会・卒業式		
よい授業	○学習のきまりが身に付いている。	○自分の課題を理解して、 見通しをもって取り組 むことができる。	○問題解決に向けて、粘り 強く考え、聴き、伝える ことができる。	○これまでの学習を振り 返り、次の学年につな げることができる。		
特別活動健康教育	特別活動 〇話合いの流れを知る。 〇みんなで仲良くする。 健康教育 〇良好な人間関係づくり を通して運動や食の楽しさを知る。	特別活動 〇課題を見付けることができる。 〇みんなのよさを知る。 健康教育 〇自分の体の現状を知り、 課題に気付く。	特別活動 ○折り合いをつけて話を まとめることができ る。 ○みんなとつながる。 健康教育 ○自分が決めためあてに 向かって、最後までやり 抜く。	特別活動 〇主体的に話し合いに参加することができる。 〇みんなに感謝を伝える。 〇みに感謝を伝える。 健康教育 〇日常的に運動したり、 健康的な生活習慣を 身に付けたりする。		
道徳教育 生徒指導	○互いによりよい関わりが大切なことに気付く。○10の約束の必要性を願いと結び付けて理解する。	○友達とのよりよい関わり を通して、できる自分に 気付き、なりたい自分を 思い描く。	○課題の意義に気付き、自 分なりのめあてを決め、 見通しと計画をもって、 粘り強く取り組む。	〇これまでの成長や成長 させてくれた仲間に感 謝し、未来を見通した 希望と願いをもつ。		

(様式1)

令和 3年 5月17日

浜松市立気賀小学校 夢をはぐくむ学校づくり推進協議会 代表 宮﨑 順孝 様

> 浜松市立気賀小学校運営協議会 会長 宮﨑 順孝

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和3年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決 しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ①現在行っている一人一鉢栽培を充実させるべきである。
 - ⇒園芸・花ボランティアの協力を得て、プラグトレーからポットへの移し替え や、低学年の子供が育てた苗を植木鉢に植え替える手助けをする。
- ②気賀地区は、昔から花づくりに親しんでいる地区である。校内環境の改善を図るため、昨年度に引き続き花壇を整備すべきである。
 - ⇒園芸・花ボランティアの協力を得て、委員会の児童を中心に花壇の整備・運営をする。
- ③子供たちの、個に応じた学習や活動を伴う学習を充実させるべきである。
 - ⇒学習ボランティアの充実を図るためにCSコーナーを設置し、子供たちや地域へCSについて啓蒙する。

気賀小学校運営協議会 年間開催予定

	開催日	開催時間	開催場所	
第1回	4月15日(金)	15:00~16:30	第1会議室 (南校舎1階)	
第2回	6月16日(木)	15:00~16:30	第1会議室 (南校舎1階)	
第3回	10月26日(水)	15:00~16:30	第1会議室 (南校舎1階)	
第 4 回	2月3日(金)	15:00~16:30	第 1 会議室 (南校舎 1 階)	

(あて先) 浜松市長

同 意 書

個人情報の取扱いについて、以下の事項を確認の上、同意します。

【個人情報の取扱いについて】

記載された個人情報は、当該附属機関の運営、庁内での内部利用及び統計資料(各附属機関の男女登用率等)の作成・公表以外には使用いたしません。

なお、氏名は、会議資料及び会議録のほか、学校ホームページへ掲載いたします。

	年	月	日					
^(フリガナ) 氏名	※ 署:	名又は記名打	甲印をして	ください。	性別	4. 答え	たくない	3. その他